

診療情報の提供に関するご案内（診療録開示要領）

1. 開示する診療記録等

診療に関する全ての記録。

但し、開示請求日から起算して、治療終了日が5年以内の場合に限る

2. 開示の対象となる患者様の範囲

当院で外来又は入院治療を現在受けられている、又は受けられていた患者様

3. 開示請求者

- ①患者様ご本人
- ②患者様の法定代理人
- ③患者様本人から代理権を与えられた親族
- ④患者様のお世話をしている親族、又は縁故者
- ⑤遺族(主たる相続者及び親等)

4. 請求方法

①開示請求申込書により請求をする場合

申込書に希望する診療録等閲覧、コピー交付等の開示方法を明記して、病院長宛に開示のご請求をして頂きます。

②外来又は入院診療の際に、患者様ご本人から口頭で主治医に情報提供請求が行われた場合は、主治医が口頭で情報提供を致します。

③記録等の閲覧及び一部記録のコピー交付希望の場合は、開示請求申込書によりご請求をして頂きます。

④開示方法等(主治医の立会い、希望により記録の補足説明を致します。)

- ・診療録の閲覧
- ・各種検査成績表の閲覧及びコピー
- ・X線写真等(CT、MRIを含む)の閲覧及びコピー
- ・その他の診療に関する記録の閲覧

5. 診療情報開示までの手順

開示請求(申込) → 外来受付 → 医療情報委員会 → 開示判断・決定(14日以内)

→ 開示決定通知 → 開示

6. 診療情報開示の申請等様式

以下の様式書類をご用意しております。

- ①診療情報の提供に関するご案内
- ②診療記録等の開示請求申込書
- ③委任状(代理人の場合)

7. 開示できない場合

診療記録等の開示は、次に掲げる事由に該当する場合には、開示請求に応じることができません。

(個人情報保護に関する法律 第25条第1項の各号に該当する場合)

- ①第三者の利益を害する恐れのある場合
- ②患者様ご本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合
- ③他の法律に違反する場合

8. 開示に伴う経費

- ①主治医の補足説明に係る費用：5,250円(1時間以内)
- ②診療録の要約書作成に係る費用：A4判1枚5,250円
- ③診療録の複写費用：複写物1枚につき10円
- ④X線写真等(CT・MRIを含む)の複写費用は、次の表の通りです。フィルム保存袋は別に1枚105円

	区分	サイズ	代金/枚
エックス線写真	単純・一般用	すべてのサイズ	840円
	単純・CR		
CT・MRI			

9. 開示に関する問い合わせ先

〒060-0062 札幌市中央区南2条西10丁目5番地

医療法人社団いとう整形外科病院

☎ 011-241-5461